

令和元年度

健全化判断比率及び
資金不足比率報告書

企画政策課 財政係

1. 健全化判断比率

地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の健全化や再生が必要な場合に迅速な対応を取るための「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（「健全化法」）が平成19年6月に制定されました。この法律において、地方公共団体の財政健全性を示す4つの指標を毎年度算定し、監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表しなければならないと定められています（第3条第1項）。

算定した4つの指標のいずれかが、早期健全化基準以上になると財政健全化計画、財政再生基準以上になると財政再生計画の策定が義務付けられます。令和元年度決算に基づく健全化判断比率は以下のとおりです。いずれの指標も早期健全化基準を下回っているため、健全であるといえます。

単位：％

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和元年度	-	-	6.2	28.2
平成30年度	-	-	5.4	31.3
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

※実質公債費比率、将来負担比率については、どちらも早期健全化基準を大きく下回っています。

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は赤字額が無いため「-」で示されます。

(1) 実質赤字比率 - % (実質赤字比率が無い)
 < 早期健全化基準15.00%・財政再生基準20.00% >

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には赤字の早期解消を図る必要があります。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \frac{\Delta 407,803}{3,985,503} \text{ 千円} = \boxed{\text{— \%}}$$

参考：平成30年度

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \frac{\Delta 363,179}{3,981,206} \text{ 千円} = \boxed{\text{— \%}}$$

◎湯沢町の実質収支は407,803千円の黒字であったため、実質赤字比率はありません。

一般会計の実質収支

単位：千円

	歳入	歳出	翌年度繰越	実質収支
元年度	7,574,012	7,011,742	154,467	407,803
30年度	7,377,625	6,883,373	131,073	363,179

【標準財政規模】

標準的に収入が見込まれる一般財源の総額（町税、地方譲与税、普通交付税、臨時財政対策債、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金等の収入見込みの合算額）。

普通交付税の増加等により、前年度と比較し4,297千円の増となりました。

【一般会計等】

公営企業会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計を除く会計。

(2) 連結実質赤字比率 - % (連結実質赤字比率が無い)
 < 早期健全化基準20.00%・財政再生基準30.00% >

一般会計等に公営企業会計や国民健康保険等の会計を含めた全ての会計を対象とした実質赤字額（または資金不足額）の標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には問題のある会計が存在することになり、その会計の赤字の早期解消を図る必要があります。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \frac{\Delta 1,341,871}{3,985,503} \text{ 千円} = \boxed{\text{— \%}}$$

参考：平成30年度

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \frac{\Delta 1,245,699}{3,981,206} \text{ 千円} = \boxed{\text{— \%}}$$

◎湯沢町の一般会計等及び公営企業会計を除く公営事業会計（国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計）の実質収支で赤字の会計はなく、公営企業会計（下水道特別会計、水道事業会計、病院事業会計）についても資金不足額は発生していません。

各会計の実質収支 ※水道・病院・下水は資金剰余額 単位：千円

	30年度	元年度	差引
一般会計	363,179	407,803	44,624
国民健康保険特別会計	22,988	26,273	3,285
後期高齢者医療特別会計	1,098	2,329	1,231
介護保険特別会計	38,436	54,189	15,753
水道事業会計	452,509	436,247	△ 16,262
病院事業会計	322,484	387,159	64,675
下水道特別会計	45,005	27,871	△ 17,134
合計	1,245,699	1,341,871	96,172

(3) 実質公債費比率 6.2% (前年度5.4%)
 < 早期健全化基準25.0%・財政再生基準35.0% >

令和元年度に一般会計が負担した元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率(過去3カ年平均)。借入金(地方債)の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、財政に及ぼした負担の程度を示します。

$$\begin{aligned} \text{実質公債費比率} &= \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{元利償還金の財源に充てた特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \\ &= \frac{(350,942 + 474,848) - (20,589 + 576,867)}{3,985,503 - 576,867} = \boxed{6.69869} \end{aligned}$$

令和元年度 単年度の率

◎平成28年度から令和元年度の間、元利償還金が増加し、元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額が減少したことにより、三カ年平均の数値が前年度に比べ増加しました。ただし、依然として早期健全化基準である25.0%を大きく下回っています。

今年度3カ年平均

	単年度	3カ年平均 6.2
29年度	5.82221	
30年度	6.25939	
元年度	6.69869	

参考：前年度3カ年平均

	単年度	3カ年平均 5.4
28年度	4.31619	
29年度	5.82221	
30年度	6.25939	

単位：千円

	29年度	30年度	元年度	差引(R1-H30)
地方債の元利償還金	231,593	312,423	350,942	38,519
準元利償還金	590,913	512,551	474,848	△ 37,703
元利償還金の財源に充てた特定財源	20,456	20,387	20,589	202
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	601,337	592,473	576,867	△ 15,606
標準財政規模	4,048,702	3,981,206	3,985,503	4,297

参考

28年度	差引(R1-H28)
206,996	143,946
563,904	△ 89,056
20,932	△ 343
600,609	△ 23,742
4,061,045	△ 75,542

【地方債の元利償還金】 350,942 千円 29年度 30年度 元年度 差引(R1-H30) このページの数字の単位はすべて千円

		29年度	30年度	元年度	差引(R1-H30)
一般会計において支払った公債費の額	元金	204,697	286,998	327,428	40,430
	利子	26,896	25,425	23,514	△ 1,911

【準元利償還金】 474,848 千円 29年度 30年度 元年度 差引(R1-H30)

		29年度	30年度	元年度	差引(R1-H30)
特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還に充てたと認められるもの	下水道特別会計	528,068	454,153	420,097	△ 34,056
	水道事業会計	9,249	7,708	6,224	△ 1,484
	病院事業会計	39,572	42,299	39,348	△ 2,951
一部事務組合等への補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還に充てたと認められるもの	魚沼地域特別養護老人ホーム組合	6,091	7,123	7,936	813
債務負担行為に基づく支出のうち、公債費に準ずるもの	南魚沼福祉会	7,888	1,266	1,243	△ 23
	融資利子補給	45	2	0	△ 2

【元利償還金の財源に充てた特定財源】 20,589 千円 29年度 30年度 元年度 差引(R1-H30)

		29年度	30年度	元年度	差引(R1-H30)
元利償還金の財源に充てた特定財源	県貸付金（産業育成資金）	15,000	15,000	15,000	0
	公営住宅等使用料	5,456	5,387	5,589	202

【基準財政需要額算入額】 576,867 千円

	29年度	30年度	元年度	差引(R1-H30)
事業費補正	290,277	280,132	252,498	△ 27,634
災害復旧費等	287,792	284,198	295,816	11,618
密度補正	23,268	28,143	28,553	410

(4) 将来負担比率 28.2% (前年度 31.3%)
 < 早期健全化基準350.0% >

一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。借入金（地方債）や将来払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示します。

$$\begin{aligned}
 \text{将来負担比率} &= \frac{\text{将来負担額} - \text{将来負担額に充当可能な財源}}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金等に係る基準財政需要額算入額}} \\
 &= \frac{8,202,949 - 7,240,809}{3,985,503 - 576,867} = 28.2\%
 \end{aligned}$$

◎公営企業債等繰入見込額が減少したため、令和元年度は将来負担比率が28.2%となりました。早期健全化基準を大きく下回った数値となっています。

単位：千円

	29年度	30年度	元年度	差引(R1-H30)
将来負担額	8,964,364	8,493,692	8,202,949	△ 290,743
将来負担額に充当可能な財源	7,776,943	7,429,990	7,240,809	△ 189,181
標準財政規模	4,048,702	3,981,206	3,985,503	4,297
元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	601,337	592,473	576,867	△ 15,606

このページの数字の単位はすべて千円

【将来負担額】 8,202,949 千円

		29年度	30年度	元年度	差引(R1-H30)
地方債の現在高		3,913,298	3,979,690	4,094,395	114,705
債務負担行為に基づく支出予定額	南魚沼福祉会	2,439	1,219	0	△ 1,219
公営企業の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額	下水道特別会計	3,407,206	2,930,285	2,573,960	△ 356,325
	水道事業会計	50,397	37,537	26,415	△ 11,122
	病院事業会計	242,382	258,623	260,297	1,674
一部事務組合等の地方債の償還に係る負担等見込額	魚沼地域特別養護老人ホーム組合	61,696	54,808	46,993	△ 7,815
年度末に全職員が自己都合退職したと仮定した場合の退職金負担見込額		1,286,675	1,231,530	1,200,889	△ 30,641
設立法人の負債額等負担見込額	新潟県信用保証協会	271	0	0	0

【将来負担額に充当可能な財源】 7,240,809 千円

		29年度	30年度	元年度	差引(R1-H30)
充当可能基金（財調・減債・美術館等）		2,214,507	2,194,405	2,275,590	81,185
充当可能特定財源	公営住宅使用料	34,791	25,499	19,019	△ 6,480
基準財政需要額算入見込額		5,527,645	5,210,086	4,946,200	△ 263,886

【標準財政規模】 3,985,503 千円

		29年度	30年度	元年度	差引(R1-H30)
標準財政規模		4,048,702	3,981,206	3,985,503	4,297

【元利償還金等に係る基準財政需要額算入額】 576,867 千円

	29年度	30年度	元年度	差引(R1-H30)
事業費補正	290,277	280,132	252,498	△ 27,634
災害復旧費等	287,792	284,198	295,816	11,618
密度補正	23,268	28,143	28,553	410

2. 資金不足比率（公営企業会計）

平成19年6月に制定された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」において、地方公営企業の財政健全化を示す指標として資金不足比率が設けられました。この比率が経営健全化基準以上になると、経営健全化計画の策定が義務づけられます。比率の公表は平成19年度決算から、計画策定は平成20年度決算から適用されています。

令和元年度決算に基づく資金不足比率は以下のとおりです。湯沢町は全ての公営企業会計において資金不足比率は発生していません。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}} \quad \begin{array}{l} \text{※ 法適用：水道事業会計、病院事業会計} \\ \text{法非適用：下水道特別会計} \end{array}$$

	資金不足額 資金剰余額	事業の規模	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	436,247	304,640	- %	20 %
病院事業会計	387,159	923,756	- %	
下水道特別会計	27,871	290,946	- %	

※資金剰余額は正の数値、不足額は負の値で表示。

(1) 資金不足額

$$\text{法適用} = \left[\begin{array}{l} \text{（流動負債－控除企業債等－控除未払金等－控除額－PFI建設事業費等）} + \text{（算入地方債の} \\ \text{現在高）} - \text{（流動資産の額－控除財源－控除額）} \end{array} \right] - \text{解消可能資金不足額}$$

$$\text{法非適用} = \left[\text{歳出額} + \text{算入地方債の現在高} - \left(\text{歳入額} - \text{翌年度繰越財源} \right) \right] - \text{解消可能資金不足額}$$

(2) 事業の規模

$$\text{法適用} = \text{営業収益の額} - \text{受託工事収益の額}$$

$$\text{法非適用} = \text{営業収益に相当する収入の額} - \text{受託工事収益に相当する収入の額}$$

《 令和元年度 資金不足額及び比率の算出について 》

【水道事業会計】

$$\boxed{\text{資金不足比率}} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} = \frac{\begin{matrix} \text{A} & & \text{B} & & \text{C} & & \text{D} \\ 17,716\text{千円} & + & 0\text{千円} & - & 453,963\text{千円} & - & 0\text{千円} \end{matrix}}{\begin{matrix} \text{E} & & \text{F} \\ 306,819\text{千円} & - & 2,179\text{千円} \end{matrix}} = \frac{-436,247\text{千円}}{304,640\text{千円}} = \boxed{\begin{matrix} \text{資金不足} \\ \text{なし} \\ -143.20\% \end{matrix}}$$

■資金の不足額 = A(流動負債－控除企業債等－控除未払金等－控除額－PFI建設事業費等) + B(算入地方債の現在高) - C(流動資産の額－控除財源－控除額) - D(解消可能資金不足額)

A: 流動負債(118,231千円)－控除企業債等(100,515千円)－控除未払金等(0千円)－控除額(0千円)－PFI建設事業費等(0千円) = 17,716 千円

B: 算入地方債の現在高 (該当なし)

C: 流動資産の額(453,963千円)－控除財源(0千円)－控除額(0千円) = 453,963 千円

D: 解消可能資金不足額 (該当なし)

■事業の規模 = 営業収益の額－受託工事収益の額

E: 営業収益の額 306,819 千円

F: 受託工事収益の額 2,179 千円

【病院事業会計】

$$\boxed{\text{資金不足比率}} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} = \frac{\begin{matrix} \text{A} & & \text{B} & & \text{C} & & \text{D} \\ 2,677\text{千円} & + & 0\text{千円} & - & 389,836\text{千円} & - & 0\text{千円} \end{matrix}}{\begin{matrix} \text{E} & & \text{F} \\ 923,756\text{千円} & - & 0\text{千円} \end{matrix}} = \frac{-387,159\text{千円}}{923,756\text{千円}} = \boxed{\begin{matrix} \text{資金不足} \\ \text{なし} \\ -41.91\% \end{matrix}}$$

■資金の不足額 = A(流動負債－控除企業債等－控除未払金等－控除額－PFI建設事業費等) + B(算入地方債の現在高) - C(流動資産の額－控除財源－控除額) - D(解消可能資金不足額)

A: 流動負債(41,864千円)－控除企業債等(39,187千円)－控除未払金等(0千円)－控除額(0千円)－PFI建設事業費等(0千円) = 2,677 千円

B: 算入地方債の現在高 (該当なし)

C: 流動資産の額(389,836千円)－控除財源(0千円)－控除額(0千円) = 389,836 千円

D: 解消可能資金不足額 (該当なし)

■事業の規模 = 営業収益の額－受託工事収益の額

E: 営業収益の額 (40,206 + 883,550 = 923,756)

F: 受託工事収益の額 (該当なし)

「病院事業会計営業収益」

40,206

「指定管理者が収受した利用料金」

入院収益	428,291
外来収益	321,766
その他医業収益	133,493
	883,550

※事業の規模の算出に当たり、指定管理者制度(利用料金制)を導入している特別会計にあつては営業収益の額に指定管理者が収受する利用料金の額を加算する。

【下水道特別会計】

$$\begin{array}{r}
 \boxed{\text{資金不足比率}} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} = \frac{\begin{array}{r} \text{A} \\ 925,585 \text{千円} \end{array} + \begin{array}{r} \text{B} \\ 0 \text{千円} \end{array} - \begin{array}{r} \text{C} \\ 953,456 \text{千円} \end{array} - \begin{array}{r} \text{D} \\ 0 \text{千円} \end{array}}{\begin{array}{r} \text{E} \\ 290,946 \text{千円} \end{array} - \begin{array}{r} \text{F} \\ 0 \text{千円} \end{array}} = \frac{-27,871 \text{千円}}{290,946 \text{千円}} = \boxed{\begin{array}{l} \text{資金不足} \\ \text{なし} \\ -9.58\% \end{array}}
 \end{array}$$

■**資金の不足額** = A(歳出額) + B(算入地方債の現在高) - C(歳入額 - 翌年度に繰越すべき財源) - D(解消可能資金不足額)

A: 歳出額 925,585千円

B: 算入地方債の現在高 (該当なし)

C: 歳入額(953,456千円) - 令和2年度に繰越すべき財源(0千円) = 953,456千円

D: 解消可能資金不足額 (該当なし)

■**事業の規模** = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

E: 営業収益に相当する収入の額 290,946千円

F: 受託工事収益に相当する収入の額 (該当なし)

＜参考＞

流動負債 …… 事業の通常の取引において一年以内に償還しなければならない短期の債務

流動資産 …… 現金、原則として1年以内に現金化される債権、貯蔵品など

営業収益 …… 主たる営業活動として行う財貨・サービスの提供の対価としての収入、収益の中心的なもの

算入地方債現在高 …… 建設改良費・準建設改良費以外の経費の税源に充てるために起こした地方債の令和元年度決算における残高

解消可能資金不足額 …… 事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において控除される一定の額

繰上充用額 …… 歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額

支払繰延額 …… 実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額

事業繰越額 …… 実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額